

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和五年十月二十日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年九月四日奈良県指令高土第二八―五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十月二日高土第一〇四三号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年十月二日高土第四四七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市神楽三丁目三三一番一及び三三一番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市神楽二丁目七番二四号

磯田初美

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市神楽三丁目三三一番三

一 許可番号

令和五年九月十二日奈良県指令高土第二八―六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十月五日高土第一〇四四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市真美ヶ丘五丁目五番二〇及び五番二五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市真美ヶ丘五丁目五番五号

中野久靖